

様式第 8 号 (第 4 条関係)

障 が い 者 の 雇 用 状 況 調 査 票

障がい者の分類	雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる場合のみ○印)	人 数
① 身体障がい者 (②を除く)			人
② 重度身体障がい者			人
③ 知的障がい者 (④を除く)			人
④ 重度知的障がい者			人
⑤ 精神障がい者			人
⑥ 重度身体障がい者 (短時間)			人
⑦ 重度知的障がい者 (短時間)			人
⑧ 精神障がい者 (短時間)			人
雇用障がい者数 ①+②×2+③+④×2+⑤+⑥+⑦+⑧×0.5			人
従業員数(常時雇用する労働者の総数)			人

(注) 1 人数については、申請日以前の直近の10月1日現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記入すること。

2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者を有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
- (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
- (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
- (6) 「短時間」とは短時間労働者をいい、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業所の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
- (7) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員(家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。)の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

様式第 9 号 (第 11 条関係)

指 名 停 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 11 条第 1 項の規定により、宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札において、下記のとおり指名をしないことに決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、現に指名を受けている場合は、これを取り消します。

記

指名停止の理由	
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。